

奈良県行政不服審査会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良県行政不服審査会条例（平成28年3月奈良県条例第70号。以下「条例」という。）第13条の規定により、奈良県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項について定める。

(審査会への諮問)

第2条 審査会に諮問する場合は、諮問書（第1号様式）に次の書類を添えなければならぬ。

- (1) 審理員意見書
- (2) 事件記録の写し
- (3) その他審査会が必要と認める書類

2 会長は、諮問のあった審査請求に係る事件（以下「審査事件」という。）が行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第43条第1項各号のいずれかに該当し、諮問を要しないと認めるときは、第2号様式により審査庁に意見を通知するものとする。

(部会)

第3条 審査会に、条例第8条第1項に規定する部会として、それぞれ3人の委員によって構成する2部会を置く。

2 条例第8条第6項の規定により、部会の議決があったときは、これをもって審査会の議決とする。ただし、審査事件について、第4条第4項の規定により委員全員による審査会で調査審議を行う案件とした場合は、この限りでない。

(事件の分配等)

第4条 会長は、審査事件について諮問を受けたときは、諮問事件受付処理簿（第3号様式）に記載し、当該審査事件を取り扱う部会を決定する。

- 2 会長は、審査事件を取り扱う部会を変更する必要があると認めるときは、部会長の意見を聴いて、当該審査事件を取り扱う部会を変更することができる。
- 3 部会長は、自らの部会に係属している審査事件について、当該部会の意見が前に審査会が行った答申に反することとなる場合その他委員全員による審査会で調査審議することが適當と認める場合は、直ちに、会長にその旨を報告しなければならない。
- 4 会長は、前項の報告を受けた場合その他適當と認める場合には、当該審査事件を委員全員による審査会において調査審議する案件とすることができます。
- 5 条例第9条第2項の規定に基づく審査関係人への通知は、第4号様式により行うものとする。

(除斥の手続)

第5条 条例第6条第4項の規定による自己の利害に關係する議事とは、委員又は専門委員が次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 委員が審査請求に係る処分若しくは当該処分に係る再調査の請求についての決定に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に關与し、若しくは関与することとなる者
 - (2) 審査請求人
 - (3) 審査請求人の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族
 - (4) 審査請求人の代理人
 - (5) 前2号に掲げる者であった者
 - (6) 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
 - (7) 法第13条第1項に規定する利害関係人
- 2 前項の規定は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる者が法人又は法人でない社団若しくは財団である場合に準用する。この場合において、前項中「委員又は専門委員」とあるのは「委員若しくは専門委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者」と、「次の各号のいずれかに該当する場合」とあるのは「次の各号（第3号を除く。）のいずれかの者の代表者若しくは管理人である場合又はあった場合」と読み替えるものとする。

(意見陳述の申立て)

第6条 審査関係人は、法第81条第3項において読み替えて準用する第75条第1項の規定により口頭意見陳述を申し立てようとするときは、口頭意見陳述申立書（第5号様式）を審査会に提出しなければならない。

(補佐人帶同の申立て)

第7条 審査請求人又は参加人は、法第81条第3項において読み替えて準用する法第75条第2項の規定により審査請求人又は参加人が補佐人とともに出頭しようとするときは、補佐人帶同許可申立書（第6号様式）を審査会に提出しなければならない。

(主張書面等の提出)

第8条 審査会は、法第81条第3項において読み替えて準用する法第76条後段の規定により提出期間を定めたときは、審査関係人に對し第7号様式により通知するものとする。

(提出資料の閲覧等)

第9条 法第81条第3項において読み替えて準用する第78条の規定により審査会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を請求しようとする審査関係人は、提出資料閲覧等請求書（第8号様式）を審査会に提出しなければならない。

- 2 審査会は、前項の規定により提出資料閲覧等請求書が提出された場合にあっては、第9号様式により、当該提出資料の提出人の意見を聴くものとする。
- 3 審査会は、前項の場合において、提出資料の閲覧等の諾否を決定したときは、提出資料閲覧等決定通知書（第10号様式）により、提出資料閲覧等の請求者に通知するものとする。この場合において、当該請求が当該提出資料等の交付を求めるものであるときは、条例第10条に規定する手数料額（送付による交付を行う場合にあっては、当該実費額を含む。）を請求者に併せて通知するものとする。

(手数料の減免)

第10条 条例第11条の規定により手数料の減免を受けようとする者は、交付手数料減免申請書（第11号様式）を審査会に提出しなければならない。

- 2 審査会は、次の各号のいずれかに該当する場合に、手数料の減免を認めるものとする。
 - (1) 申請人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げるいづれかの扶助を受けている場合
 - (2) 前号に準ずるものと会長が認める場合
- 3 第1項の申請書には、前項第1号の場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、前項第2号にあっては当該事実を明らかにする書面を添付しなければならない。

(手数料等の徴収)

第11条 写し等の交付に係る手数料及び送付に要する費用の徴収については、奈良県会計規則（平成7年3月奈良県規則第67号）の規定による。

(諮問の取下げ)

第12条 審査庁は、審査会に諮問した調査審議中の審査案件に関し、法第27条の規定による審査請求の取下げがあり、当該審査事件に係る諮問を取り下げるときは、第12号様式により審査会に通知しなければならない。

(答申書の作成及び公表)

第13条 諒問に対する答申は、答申書（第13号様式）により行う。

- 2 法第79条に基づく公表は、審査会の開催日及び出席した委員名も併せて行うものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月22日から施行する。